

第23回全国健康福祉祭いしかわ大会 美術展出品規程

1 出品者資格

60歳以上（昭和26年4月1日以前に生まれた人）のアマチュアとする。

2 出展数及び出品作品

- (1) 各道府県・政令指定都市から、日本画、洋画、彫刻、工芸、書及び写真の部について各部門2点（東京都、石川県は各部門4点）とする。
- (2) 出品作品は、出品者により創作されたもので、未発表のものとする。

3 出品規格

(1) 日本画の部

- ① 水墨画を含む。
- ② 10号（53.0cm×33.3cm）以上、50号（116.7cm×116.7cm）以内とする。
- ③ 額装をする。ガラス、屏風、軸装は不可とする。なお、30号以上の作品については、額縁の幅（マットを含む。）は6cm以内とする。

(2) 洋画の部

- ① 油絵、アクリル画、水彩、素描、版画、パステル画とする。
- ② 10号以上、50号以内とする。（版画については、10号未満も可とする。）
- ③ 額装をする。ガラスは不可とする。なお、30号以上の作品については、額縁の幅（マットを含む。）は6cm以内とする。

(3) 彫刻の部

- ① 高さ200cm×幅100cm×奥行100cm以内とする。
- ② 重量は200kg以内とする。

(4) 工芸の部

- ① 工芸作品（陶芸、染織、漆芸、金工、木竹、人形、その他）とする。
- ② 立体作品は高さ60cm以内とし、平面（壁面を含む。）作品は50号以内とする。なお、額装した作品で30号以上の作品については、額縁の幅（マットを含む。）は6cm以内とする。
- ③ 屏風は二曲とし、平面時のサイズは高さ149cm×横140cm以内とする。

(5) 書の部

- ① 漢字、かな、篆刻、調和体及び前衛、刻字を問わない。
- ② 額・枠・軸装いずれも可。表装仕上がり寸法は、1.5㎡以内とし、縦形式は一辺が242cm、横形式は一辺が182cm以内とする。なお、ガラスは不可とし、重量は10kg以内とする。
- ③ 篆刻作品は印影のみの作品とし、縦39cm×横30cm以内の額装とする。刻字作品の大きさもこれに準ずる。
- ④ 釈文を、作品の裏面に貼付する。

(6) 写真の部

- ① カラー、モノクロを問わない。
- ② 長辺が50cm以上、90cm以内の単写真とする。
- ③ 木製パネル仕立てとする。
- ④ 使用機材は問わない。デジタル合成は不可とする。

4 テーマ

特に定めない。

5 出品上の注意

- (1) 出品規格に合わない作品は受け付けない。
- (2) 出品作品ごとに「美術展出品票」（別途様式を指定する。）を添付する。
- (3) 作品の裏面には、展示用の吊りひも等をつける（彫刻、工芸の立体作品を除く）。
- (4) 展示に際し、組み立て等が必要な作品については、完成後の写真及び組み立て説明図などを必ず添付する。
- (5) 作品の形状、重量等により著しく展示が困難な場合は、展示しないことがある。
- (6) 写真の部については、入選作品集の印刷用として、同一写真 {キャビネ判（13cm×18cm程度）、光沢のあるもの} を同封し、その写真の裏面にも「美術展出品票」を貼り付けることとする。